

筑前町印鑑条例の一部を次のように改正する条例をここに公布する。

令和8年9月24日

筑前町長 田頭喜久己

筑前町条例第22号

筑前町印鑑条例の一部を改正する条例

筑前町印鑑条例（平成17年筑前町条例第20号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表（傍線部を改正）

改 正 後	現 行
（登録証の再交付） 第8条 登録者又はその代理人は、登録証が著しく汚染又は損傷したときは、印鑑登録証再交付申請書により登録証_____を添えて、引換えのための再交付を申請することができる。 2 町長は、前項の申請があったときは、登録証と登録番号を照合し、当該申請が適正であることを確認したうえで当該申請をした者に登録証を再交付する。 （印鑑登録証明書の交付申請） 第14条 登録者は、次に掲げる方法により、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 (1) 略 (2) 交付申請書と個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第	（登録証の再交付） 第8条 登録者又はその代理人は、登録証が著しく汚染又は損傷したときは、印鑑登録証再交付申請書により登録証及び申請人の印鑑を添えて、引換えのための再交付を申請することができる。 2 町長は、前項の申請があったときは、登録証及び印鑑票と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえで当該申請をした者に登録証を再交付する。 （印鑑登録証明書の交付申請） 第14条 登録者は、次に掲げる方法により、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 (1) 略 (2) 交付申請書と個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第

27号) 第2条第7項に規定するものをいう。以下同じ。)、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号) 第19条の15の2 第1項に規定する特定在留カードをいう。)又は特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号) 第16条の2 第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。)(以下これらを「個人番号カード等」という。)による方法 個人番号カード等を提示して、町長が指定する電子計算機(入出力装置を含む。)に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号) 第42条第2項に規定する暗証番号(次条第2号において「暗証番号」という。)を入力し、交付申請書により申請する。

- (3) 利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号) 第22条第1項及び第22条の3に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2 第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。次条第3号において同じ。)を利用する方法 電気通信回線で接続された民間事業者の使用に係る電子計算機で、必要な操作を行うことにより各種証明書を交付する機能を有するもの(以下「多機能端末機」という。)により申請する。

2 略

(印鑑登録証明書の交付)

第16条 町長は、第14条第1項第1号又は第2号の規定による申請があったときは、登録証又は個人番号カード等を印鑑票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえ、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付する。

27号) 第2条第7項に規定するものをいう。以下同じ。) _____

による方法 個人番号カードを提示して、町長が指定する電子計算機(入出力装置を含む。)に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号) 第42条第2項に規定する暗証番号(次条第2号において「暗証番号」という。)を入力し、交付申請書により申請する。

- (3) 利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号) 第22条第1項_____に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2 第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。次条第3号において同じ。)を利用する方法 電気通信回線で接続された民間事業者の使用に係る電子計算機で、必要な操作を行うことにより各種証明書を交付する機能を有するもの(以下「多機能端末機_____という。)により申請する。

2 略

(印鑑登録証明書の交付)

第16条 町長は、第14条第1項第1号又は第2号の規定による申請があったときは、登録証又は個人番号カード_____を印鑑票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえ、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の筑前町印鑑条例は、令和8年6月14日から適用する。